

No. 意見	回答
<p>(3) 地域づくりの目標 (62～64p)</p> <p>1. 意見書に対して、ご回答されたことに感謝申し上げます</p> <p>2. パブリックコメントの回答について</p> <p>(1) 「地域住民等の反映するための手続きを経て」とありますが、</p> <p>①都市計画道路の廃止されることや、そのことに基づく「市が行う土地区画事業」が廃止されたことは、人づてに聞いて「市がそうするなら」仕方がないと思っていました。また、太宰府市は人口が77,000人なのに、「総合計画」の意見書提出は16名で、80件です。申訳ないですが、これで十分な地域住民等（高雄地区）の意見の反映したと言えるのですか。このことから、都市マスに対して多数（11名）の意見書が提出されたと思います。</p> <p>また、総合計画（93p）及びマスタープランは市の担当課は都市計画課と思います。</p>	<p>都市計画の変更等の重要な事項について、広報・ホームページ、アンケート調査等により、計画決定に至る前から、ご意見の伺う体制をとっています。今後の計画策定に際して、参考にさせていただきます。</p>
<p>2</p> <p>②パブリックコメントの意見書ですが、当方は氏名・住所・どのような関係者が記載しているのに、今回のことは、何も知りませんでした。他の人(11名のうち数名)も、尋ねたら当方と同じでした。市報とホームページで周知しておりますと回答するのですが、当方は氏名等を明確し、意見書を提出しており、「住民の反映」との観点から、いかがなものかと思えます。言い過ぎかもしれませんが、知らないところで「決めてしまう」ように見えます。</p>	<p>貴重なご意見として受け賜ります。現在は、パブリックコメントで頂戴した意見への回答は市のホームページ上でのみの回答となっています。今後、回答方法等について、検討いたします。</p>
<p>3</p> <p>③「基本計画から削除されて・・・」について</p> <p>市が行う土地区画事業や都市計画道路の廃止に①前述しておりますが、今回の回答において、当該地区（高雄地区）地域住民の「まちづくり」を削除するのですか。ゆえに隣接者のための「緑地の保全」なのか。</p> <p>※通常、「廃止しました」と表現するのが普通では。なぜ、「削除した」したのですか。</p>	<p>地域住民の「まちづくり」を削除したのではなく、第四次総合計画に記載されていた高雄地区の土地区画整理事業が、今回の都市計画マスタープランの上位計画である第五次総合計画において削除されましたが、「まちづくり」を否定するものではありません。なお、都市計画決定等の手続きがなされた事業であれば、「廃止」と表現いたします。</p>
<p>4</p> <p>④都市計画道路の経緯及び正確な実情について</p> <p>昭和40年代に市が勝手に線引きし、その間、開発業者から聞いた話では、都市計画課の窓口では、「都市計画道路があるので、開発を抑制する行政的な指導」を受けたと聞いております。（それなのに「廃止」とは、その間のことは何だったのでしょうか。）昭和60年代に「太宰府市民の念願であった市内唯一の県立太宰府高」が閉校された。それに伴い、道路（拡幅）整備が必要となり、通学路の状況や市の要請があり、市政対して、理解し、協力しなければこの地区の発展はないとの思いから、先祖伝来の「思い出がある土地・家屋」を提供したのです。</p> <p>また、平成5年ぐらいに緑地の保全とされた地権者10名程度で市に「道路用地の買い上げ要望書」を提出するも、土地区画事業にて用地確保（土地の無償提供など）が理由で、却下されました。平成16年には「国立博物館」ができることになり、その必要性が言われるようになりました。</p> <p>しかしながら、平成20代に想定交通量の変化、高雄中央道路拡幅による効果などにより、市として必要性がなくなったことで、廃止されました。</p> <p>このような状況から、都市計画道路が「財政難から」・「中央道路で十分だ」ということで、都市計画道路が必要でなくなったことで、区画整理事業もいらないと市が決定したことと思えます。</p> <p>⑤このように、「市の事情で廃止した」のであって、市政に協力してきた高雄地区（地域住民）の実情（まちづくり）とは違います。</p>	<p>都市計画においては、少子高齢化社会の訪れとともに、持続可能な都市経営が必要不可欠となっています。今回の都市計画マスタープラン策定後に、人口流動、市の財政等を包含した立地適正化計画を策定予定です。その中で、太宰府市の都市計画区域について、より詳細な検討を行います。</p>
<p>5</p> <p>3. 都市マスタープランのp64について（隣接者のための緑地の保全）</p> <p>当方が所有している土地を、また、勝手に緑地の保全する地区をされています。総合計画では、市街化調整地域が全体「自然共生ゾーン」とされており、今回の都市マスタープランでは「高尾川流域」は何ら記載もなく、なぜ、当該土地が「緑地の保全」になるのですか、理解できません。</p> <p>これでは都市計画道路の設定と同じで、何十年過ぎても、手法は変わらない。</p> <p>※当該土地は緑地を保全するような土地ではない。</p> <p>※市街化調整区域の土地であり、当方の事業用地（畑地）です。</p> <p>(1) この土地の取得の経緯と現状</p> <p>昭和60年代に「太宰府市民の念願で市内唯一の県立太宰府高校」が誘致されることになり、当方の土地が用地交渉の対象となり、栗畑（果樹園）等として生計をたてていた重要な土地でした。その当時、県及び市が再三交渉に来られ、困ったことだと思ってました。さらに、その当時の市長さん、県会議員さんからも、「市民が市内に唯一の県立高校設置を願っており、まげてお願いします」と言われました。仕方なく「代替地を取得」することで交渉に応じました。</p> <p>そもそも、昭和の時代には「みかん」を育て、代替地と取得した土地と併せて、「畑」として「栗畑・野菜・ジャガイモ」等を作っています。近年は高齢になり、「栗畑・タケノコ」などです。さらに無断立ち入りを防止するため、防護柵設置等の「多大な費用」をかけて維持管理しています。</p> <p>※道路改良後（25年間）誰も道路・歩道等の草切などは、しないので当方で行っています。</p> <p>(2) なぜ、「高尾川流域土地」と同じことをして、生計をたて、生業に励んでいる土地を、いかなる理由で「緑地の保全」なのですか。</p>	<p>営農されている方々の農地の土地利用について、分野別方針には記載していましたが、地域別方針において、方針図のみに示していましたので、方針に文章として記載いたしました。</p>

No.	意見	回答
6	①この土地は太宰府高校設置に伴う、代替地として「県・市」が「畑地」としてお使いくださいと用意されたものです。 ②当方の生計を立てる為、多額の費用を使い、生業に励んでいる土地です	具体的な土地の場所が明示されていないので、一般的な回答になりますが、山林としての土地の現況を判断いたしました地区について、緑地の保全として、方針図に記載をいたしました。このことは畑地として、利用を妨げるものではございません。
7	③緑地の保全ならば「総合計画」にある「買い上げ」の計画あるのですか？	現在緑地としての買い上げ計画は、大佐野貯水池の上流のみです。条例に位置づけられたならば、買い上げ地の追加指定は可能と考えます。
8	4. 都市マスタープランにおける趣旨について ☆作成には、「必ず住民の意見を反映させるため必要な措置を講じる」こととなっております。 ☆ここに言われる当該土地の住民とは「(1)、(2)など前述したように当方であり、優先されるべき意見と考えます。	どちらが優先だと言いきれるものではありませんが、おっしゃるとおり土地所有者の方のご意見は重要なものと考えています。
9	5. 住宅地に隣接する緑地、保全を図ります。について ☆まずは、このような現在の「姿」があることに感謝したり、ありがたいと思うことはないのですか。 誰が、このような「姿」を維持しているのか、考えるべきです。	貴重なご意見として受け賜ります。
10	(1)この地区の歴史や成り立ちを理解せず、所有者の承諾なく、このような身勝手に一方的な計画を、到底容認できません。	市民の方や識見者のご意見、パブリックコメントで頂戴した多数のご意見を反映したものとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。
11	① みどりや景観は「タダ」でないと、認識してください。 ※その根拠として、毎年、「福岡県森林環境税」を県民に課税しています。	貴重なご意見として受け賜ります。
12	②当該土地は、当方は「当事者ではない人たち」のために快適な居住空間を確保するために、生計を立てるのでありません。 史跡地さえ、指定されるときに経緯があり、そのことで史跡地の買い上げされているのに。 そんなに住宅地近隣の緑地が大事なら市やその関係者は緑地保全の対価を支払いなさいと、言いたいです。 ※当方が費用をかけて、防護柵（立ち入り禁止立札）設置したか、理解しているのですか。（いろんな迷惑行為されるからです。）	貴重なご意見として受け賜ります。
13	(2)都市マスの趣旨は住民（当該土地所有者）の必ず聞いて、反映させることとされています ・どのような過程を経て、計画が提示されているのか、知る由もできませんが、この計画にまったく、当方としては失礼な話で、無責任な話です。	計画策定の手法、その経過等をさらに周知するよう努力してまいります。
14	6. 当方は、当該土地は市街化調整区域の「畑地」です。 (決して、緑地の保全するような土地ではない。)	畑地も重要な緑の一つであり、畑地として、継続して所有・耕作していただくことが、重要な景観資源として地域住民の方から評価されていると考えていますが、畑地として所有されている方の権利を制限するものではございません。
15	第4章の分野別方針について提言します。 1. 快適で活力ある都市づくり (1) 土地利用 (31p) 土地利用は都市づくりの根幹をなすものであり、有効的利用には、土地利用計画の策定が必要である。 ・「市街化区域及び市街化調整区域にける土地利用構想の検討」を挿入	土地利用については、国土利用計画において検討することとなっておりますので、国土利用計画の改訂を検討いたします。なお、国土利用計画については、都市計画マスタープランの上位計画になりますので、都市計画マスタープランへの記載は控え、素案のとおりとします。
16	(2) 交通体系 3) 太宰府天満宮・九州国立博物館周辺の渋滞対策 (34p) ・「抜本的対策の検討を進める」を挿入 (例) 御笠川を利用した”自動車専用道路の建設” (筑陽学園前～天満宮駐車場)	財政事情等もありますので、地域公共交通網形成計画を策定する中で、対策を検討してまいります。
17	(3) 都市施設 (34p) 1) 道路整備 (35p) ③歩行者の安全性の確保 「・・・交通安全施設の整備及び交通安全標識の充実を図ります。」とする。	交通安全標識については、警察の管轄となるため、当計画への記載は控え、素案のとおりとします。



No.	意見	回答
18	2. 安全安心の都市づくり (37p) (1) 自然災害対策の推進 1) 土砂災害 (上から3行目) 「・・・急傾斜地及び林地崩壊の危険が想定されます」とする。	林地崩壊については、当計画と関連する地域防災計画において取り上げられていないため、当計画への記載は控え、素案のとおりとします。
19	3. 史跡と景観の都市づくり (38p) (上から7行目) 「・・・市民・事業者・行政の協働によって自主的な景観形成の支援、促進を、徐々にその姿に・・・」とする。	素案のとおりとします。